

交通事故に係る損害賠償の額の決定について

交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年君津市条例第20号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成30年6月13日、午後4時45分頃、君津市中野四丁目3番7地先の道路上で発生した交通事故。

君津市水道事業所有の小型貨物車が、信号待ちのため停車していた軽乗用車の後方に追突し、さらに、当該車両が前方の軽貨物車に追突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の相手方

- (1) 軽乗用車の運転者（個人・君津市在住）
- (2) 軽乗用車の同乗者（個人・君津市在住）
- (3) 軽乗用車の所有者（個人・君津市在住）
- (4) 軽貨物車の運転者（個人・木更津市在住）
- (5) 軽貨物車の使用者（埼玉県草加市中央二丁目2番13号 ダイワ薬品株式会社 代表取締役 池原政博）

3 損害賠償の額

- (1) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、軽乗用車の運転者に対し、726,474円を支払う。
- (2) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、軽乗用車の同乗者に対し、1,110,780円を支払う。
- (3) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、軽乗用車の所有者に対し、723,013円を支払う。

(4) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、軽貨物車の運転者に対し、
359,195円を支払う。

(5) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、軽貨物車の使用者に対し、
545,854円を支払う。

平成30年12月3日提出

君津市長 石井宏子